

入間市手数料条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務の種類		金額		事務の種類		金額	
1の項～51の項 略				1の項～51の項 略			
52	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(3) 略 (4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 _____ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの 267,000円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 334,000円 (5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部	52	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(3) 略 (4) 第1号以外の場合で、 _____ _____ _____ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの 267,000円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 334,000円 (5) 第1号以外の場合で、 _____ _____ _____ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部

			分 _____ _____ _____ _____ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの 102,000円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 130,000円 (6) 略				分(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法(市長が別に定める方法をいう。次項において同じ。)を採用した場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの 102,000円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 130,000円 (6) 略
53	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(3) 略 (4) 第1号以外の場合で、 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u> _____ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの 133,500円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 167,000円	53	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(3) 略 (4) 第1号以外の場合で、_____ _____ _____ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 (次号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの 133,500円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 167,000円

			<p>(5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分_____</p> <p>_____次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの 51,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの 65,000円</p> <p>(6) 略</p>
54	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1)~(3) 略

			<p>(5) 第1号以外の場合で、_____</p> <p>_____非住宅用途を含む建築物の非住宅部分(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法を採用した場合に限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの 51,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの 65,000円</p> <p>(6) 略</p>
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1)~(3) 略

55の項・56の項 略		
57	建築物省エネ法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア～ウ 略 (2)～(5) 略
58	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更 <sub>に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</sub>	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料 (1)～(3) 略
59の項～76の項 略		
備考 略		

55の項・56の項 略		
57	建築物省エネ法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第2条第3号_____に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア～ウ 略 (2)～(5) 略
58	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更 <sub>に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</sub>	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料 (1)～(3) 略
59の項～76の項 略		
備考 略		